

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柴田町長 滝口 茂

市町村名 (市町村コード)	柴田町 ( 043231 )	
地域名 (地域内農業集落名)	船岡・新田・上名生地区 ( 船岡・新田・上名生 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月2日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区内の担い手の高齢化が進んで後継者も少ない状態のため、今後は新規就農者の確保や後継者の育成を行いながら、地区の農地を維持管理し、持続的な営農が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心に耕作をしていくが、条件的にほ場整備事業は難しい地区と考えられるため、まずは農地の集積・集約化を図る。また、白地は転用(宅地・ソーラー等)が進んで行くと思われる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域を基本として、その中でも農業の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状態等を勘案し農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・並松地区は農地集積が進み、ほ場の大区画化が行われた。その他の農地については今後入作を希望する担い手や新規就農者の受け入れも考慮しながら集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農業中間管理事業の活用を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業については、地区内の状況に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内の認定農業者は1名いるが、地区内の担い手は全体的に高齢化が進んでいることから、今後は新規就農者や後継者の育成を行いながら、地区外からの参入者についても積極的に検討をして行く。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合等からの協力を得ながら、効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②環境に配慮した農業である環境保全米の取組を推進していく。
- ③担い手への農地集積を図り、各担い手でスマート農業を導入し、作業の効率化・省力化を図る。